

障がい者(児)施設等の職員に対する PCR検査支援事業

1. 目的

現在のコロナ禍において、やむを得ない事由により県外との往来をした職員のPCR検査を鳴門市が支援し、当該職員の早期の職場復帰を促すことにより、継続的に質の高いサービス提供の確保を図ります。

2. 対象者

やむを得ない事由により県外との往来をした職員で、施設・事業所等から申出のあった者

- ※ やむを得ない事由とは、親族の結婚式や葬式、家族の看病など。
①個人的な旅行、②単なる帰省、③業務命令による出張などは対象外。
- ※ 対象となる「職員」は職種を問わず、介護職員や医療職、事務職など広く含む。職員1人につき、本年度中に1回限り。

3. 費用負担

PCR検査に係る費用を鳴門市が全額負担

- ※ PCR検査機関までの交通費などは自己負担。

4. 実施時期

令和2年度に引き続き、令和3年度も継続実施

5. 申出方法

職員は、やむを得ない事由による県外との往来がある旨、管理者等に報告してください。

- ※管理者等は、やむを得ない事由によるものであり、早期の職場復帰が施設・事業所等として必要と判断した場合、鳴門市に申出してください。

詳細内容は、市公式ウェブサイトを確認。



市公式ウェブサイト